

東 景 観 審 第 3 号

平成30年1月 日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市景観審議会

会 長 谷 口 浩 志

東近江市屋外広告物条例（案）及び東近江市屋外広告物条例施行規則（案）について（答申）

平成30年1月9日付け、東都計第857号で諮問された東近江市屋外広告物条例（案）及び東近江市屋外広告物条例施行規則（案）については、東近江市風景づくり条例（平成22年条例第26号）第28条第1項の規定に基づき、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して案を適当と認めましたことを答申します。

#### 記

- 意見1 公共が屋外広告物等を表示又は設置する場合は、屋外広告物の担当課のみならず、他課や他の公共団体等との連携を密にし、他の模範となるよう精励されたい。
- 意見2 屋外広告物条例の施行を市民へ周知するとともに、景観に対する施策を市民に理解されるよう努め、将来的にはその取組みを市民に広げるようにされたい。
- 意見3 条例施行後の経過を注視し、社会情勢等に合わせて、条例や施行規則の内容を刷新する努力をされたい。